

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 樺本 賴兼

京都市規則第252号

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条本文中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第10条第2項の規定により駐車料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

第4条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

第3条の次に次の6条を加える。

(駐車料金)

第4条 条例第6条第3項に規定する駐車料金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 条例第7条第3項に規定する駐車料金の額は、京都市西京極自転車駐車場にあっては1,500円、京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場にあっては2,700円とする。

3 条例第8条第4項に規定する駐車料金の額は、次の各号に掲げる区分に

応じ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 自転車 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額

ア 第8条第1項第1号に掲げる一般用自転車定期駐車券により駐車する場合 2,700円

イ 第8条第1項第2号に掲げる学生用自転車定期駐車券により駐車する場合 2,500円

(2) 原動機付自転車 4,500円

(駐車料金の納入)

第5条 条例第6条第3項に規定する駐車料金は、京都市西京極自転車駐車場にあっては自転車を入場させる際に、京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場にあっては自転車等を退場させる際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第7条第3項に規定する駐車料金は回数券又は前払式駐車券、条例第8条第4項に規定する駐車料金は定期駐車券の交付を受ける際に納入しなければならない。

(駐車券)

第6条 京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場に自転車等を駐車させる者（定期駐車券により駐車させる者を除く。）は、自転車等を入場させる際に駐車券の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により駐車券の交付を受けた者が当該駐車券を亡失し、又は破損したときは、その者が自転車等を退場させることについて正当な権限を有することを証明した場合に限り、駐車券を再交付する。

3 前2項の規定により駐車券の交付を受けた者は、自転車等を退場させる際に、当該駐車券を市長に提出しなければならない。

(回数券又は前払式駐車券)

第7条 指定管理者(西京極自転車駐車場等にあっては、市長。次条第1項、

第3項及び第6項並びに第9条において同じ。)は、条例第7条第1項の規定に基づき、自転車等に係る回数券又は前払式駐車券を発行する。ただし、京都市西大路駅北自転車駐車場については、この限りでない。

2 京都市西京極自転車駐車場の自転車に係る回数券の券面額は、1,650円とし、当該回数券は1,650円分の自転車の駐車に使用することができる。

3 京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場の自転車等に係る前払式駐車券の券面額は、3,000円とし、当該前払式駐車券は、3,000円分の自転車等の駐車に使用することができる。

(定期駐車券)

第8条 指定管理者は、条例第8条第1項の規定に基づき、自転車に係る定期駐車券で次に掲げる種類のもの及び原動機付自転車に係る定期駐車券を発行する。

(1) 一般用自転車定期駐車券

(2) 学生用自転車定期駐車券

2 学生用自転車定期駐車券の交付を受けることができる者は、学生（学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。以下同じ。）とする。

3 定期駐車券の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、定期駐車券（自転車に係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付を受けた者が当

該定期駐車券の通用期間である月の翌月を通用期間とする定期駐車券の交付を受けようとするときは、当該交付を受けた定期駐車券の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 定期駐車券の種類
- (3) 自転車等を駐車させる月
- (4) 駐車させる自転車等に係る防犯登録番号又は車両番号（防犯登録をしていない自転車を駐車させる場合を除く。）
- (5) その他指定管理者が必要と認める事項

4 学生用自転車定期駐車券の交付を受けようとする者は、前項の規定による申請の際に、学生証その他学生であることを証する書類を提示しなければならない。

5 第3項の規定による申請は、交付を受けようとする定期駐車券の通用期間である月の前月の初日から末日までの間（別に定める自転車等駐車場にあっては、別に定める日）に受け付けるものとする。

6 指定管理者は、第3項の規定による申請があったときは、定期駐車券によらない駐車に支障がないと認める場合に限り、自転車にあっては申請者の氏名（法人にあっては、名称。以下同じ。）、原動機付自転車にあってはその車両番号及び申請者の氏名を記載した定期駐車券（別に定める自転車等駐車場にあっては、別に定める物）を申請者に交付する。

7 定期駐車券は、自転車等駐車場に自転車等を入場させる際及び退場される際に提示しなければならない。

（定期駐車券により駐車させる原動機付自転車の変更）

第9条 定期駐車券により駐車させる原動機付自転車を変更しようとする者は、あらかじめその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、当該届出の際に、定期駐車券を指定管理者に提示しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による定期駐車券の提出を受けたときは、当該定期駐車券の記載事項を訂正し、これを当該届出をした者に返付する。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

区	分	単位	料金
京都市西京極自転車駐車場		1日1回	150 円
京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場	自転車	1日1回	150
	原動機付自転車		250

備考 「1日」とは、第3条本文に規定する入退場時間（同条ただし書の規定により入退場時間を変更したときにあっては、当該変更後の入退場時間）をいう。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（建設局道路部放置車両対策課）